

学校における休業日について

- ・公立学校における休業日の設定については、祝日や土曜日・日曜日の他、各学校の設置者(小・中学校については市町村教育委員会)が定めることとなっている。
- ・地域の実態等に応じた学校の休業日を設定している例がある。

(1) 学校の休業日に関する法令

- 学校教育法施行令
(学期及び休業日)

第29条 公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

- 学校教育法施行規則(※中学校・高等学校も同様)
第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

(※私立学校の学期・休業日は、当該学校の学則で定める。)

(2) 学校・地域による休業日の工夫例

- 厳冬期の授業をさけ、夏季休業日を短縮し冬季休業日を延長している例(北海道、東北等)
(例) 札幌市 冬季休業

12月20日から2月10日まで
の間において25日間

- (参考) 鹿児島市 冬季休業

12月25日から1月7日まで

- 2学期制をとっている学校で、秋季休業を設けている例

- (例) 仙台市 秋季休業日

10月の第2月曜日(※体育の日)の翌日及び翌々日

- 各地域独自の休業日を設けている例
(例) 東京都 都民の日(10月1日)